

陳情第 8 号

種苗法改正案に関する陳情

- 1 受理年月日 令和2年8月26日
- 2 陳情者 東京都立川市砂川町4-57-5
加藤 清吾 外6名
- 3 陳情の要旨

本来、種苗法とは種苗(植物のタネと苗)の知的財産権(著作権)を守る法律です。野菜や果物、穀物(米、麦、大豆)や草花など植物全てが含まれています。つまり種苗法とは種を作っている企業(著作権者)を守ろうという法律です。もともと種苗法は開発者、農民、双方の権利をバランスよく保護していました。これまでの種苗法は農家の登録品種の自家採種を認めています。しかし種苗法が改正されれば、登録品種の自家採種は禁止となり、使用するためには著作権をもつ開発者の許諾が必要となります。この事により、従来の開発者と農民のバランスが崩れ種子企業(多国籍化学企業等)に優位となる事が見込まれます。

改正において国は、日本の優良な種苗を海外に流出させない為のものとしていますが、すでに存在する農業競争力強化支援法では国や都道府県がもつ種苗の知見を民間企業に渡すことを求めています。農林水産省食料産業局知的財産課は2017年に「この事態への対策としては、種苗などの国外への持ち出しを物理的に防止することが困難である以上、海外において品種登録(育成者権の取得)を行うことが唯一の対策となっています」とコメントを出しています。つまり、種苗法改正では国外流出を防ぐことは出来ず、国外流出は現行の種苗法でも対応ができ、海外へ流出をした場合には刑事告訴することが適切な対応であると言われています。政府が優良品種の海外流出防止のためとして、農家による次期作のための登録品種の自家採種・自家増殖の権利を原則認める条項を改正案で削除することにより、通常利用権(有料の許諾制)によって実質的に禁止の方向に導くことは、農家の負担を重くし、食料自給の向上を目指す就農などが必要とされる中で、逆に離農が促進されかねません。その上、日本国憲法25条で定められている「生存権」の保障が困難となります。

4 陳情の理由

今回の種苗法改正案は、日本の伝統と文化の自然の恵み、種の保全といった観点から大きく外れたものであり、食料自給率が低い日本の状況の回復と、コロナ禍で海外では食料輸出に制限をかけている現状、気候変動による不作の現状をとらえる

と、日本の「食」、「健康」、「安全」に背く内容であることが容易に理解ができます。
つきましては、立川市議会から政府および国会に対し、種苗法改正案の慎重な審議
を重ねるよう意見書の提出を求めます。

記

国民の理解の無い段階で、安易な種苗法改正を強行することが無く、国が説明責任
を果たすよう慎重な審議を重ねることを強く求めるものである。